

第47号議案

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成11年島根県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準）

第8条 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第

8条第1項の規定に基づく食品衛生検査施設の設備の基準は、同条第2項第1号に掲げる設備に係る同項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

2 政令第8条第1項の規定に基づく食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

別表第2の第1の2の(1)中「包装食肉」の次に「（包装された生食用食肉を含む。以下同じ。）」を加え、同表の第2の1の(3)のうち「食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）」を「政令」に改め、同表の第2の2の(1)のアの(イ)中「ふた付き容器」を「蓋付き容器」に改め、同表の第2の2の(1)のイに次のように加える。

(ウ) 生食用食肉を加工し、又は調理する場合には、調理室に専用の場所を設け、次に掲げる専用の設備を設け、及び肉塊が接触する設備は専用のものを設けること。

a 手指の消毒設備及び流水式手洗い設備

b 器具を洗浄するための流水式で、下洗いと仕上げ洗いを区分して行うことができる設備

c 器具の殺菌又は消毒ができる設備

d 温度計を備えた加熱殺菌設備（加工を行う場合に限る。）

e 加熱殺菌後に用いる冷却設備（加工を行う場合に限る。）

別表第2の第2の2の(1)のイに次のように加える。

(キ) 生食用食肉を加工し、又は調理する場合には、調理室に専用の場所を設け、アの(ス)の a から e までに掲げる設備を設け、及び肉塊が接触する設備は専用のものを設けること。

別表第 2 の第 2 の 2 の(10)のアの(ケ)中「、とさつ放血皮はぎ」を「、とさつ放血皮剥ぎ」に、「とさつ放血皮はぎ室」を「とさつ放血皮剥ぎ室」に改め、同表の第 2 の 2 の(10)のアの(ウ)中「とさつ放血皮はぎ室」を「とさつ放血皮剥ぎ室」に、「すべて」を「全て」に改め、同表の第 2 の 2 の(10)のアに次のように加える。

(キ) 生食用食肉を加工し、又は調理する場合には、食肉処理室に専用の場所を設け、(1)のアの(ス)の a から e までに掲げる設備を設け、及び肉塊が接触する設備は専用のものを設けること。

別表第 2 の第 2 の 2 の(10)のイに次のように加える。

(ク) 生食用食肉を加工し、又は調理する場合には、食肉処理室に専用の場所を設け、(1)のアの(ス)の a から e までに掲げる設備を設け、及び肉塊が接触する設備は専用のものを設けること。

別表第 2 の第 2 の 2 の(11)に次のように加える。

エ 生食用食肉を加工し、又は調理する場合には、食肉処理室に専用の場所を設け、(1)のアの(ス)の a から e までに掲げる設備を設け、及び肉塊が接触する設備は専用のものを設けること。

附 則

この条例中別表第 2 の第 2 の 2 の(1)のアの(ケ)、同表の第 2 の 2 の(10)のアの(ケ)及び同表の第 2 の 2 の(10)のアの(ウ)の改正規定は公布の日から、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に 1 条を加える改正規定及び別表第 2 の第 2 の 1 の(3)のウの改正規定は平成 24 年 4 月 1 日から、その他の規定は平成 24 年 6 月 1 日から施行する。